

○山陽小野田市議会アドバイザー設置規程

平成28年3月22日

議会規程第1号

(設置)

第1条 この規程は、山陽小野田市議会アドバイザー（以下「議会アドバイザー」という。）を設置し、専門的な知識及び経験等を踏まえ、助言、指導等を受けることにより、議会の資質向上を図ることを目的とする。

(委嘱)

第2条 議会アドバイザーは、議会運営等に関し、専門的な知識及び経験を有する者のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第3条 議会アドバイザーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 議会アドバイザーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 議会運営全般に関する助言、指導等
- (2) 議会改革等議会活性化に関する助言、指導等
- (3) その他議長が必要と認めたこと。

(解嘱)

第5条 議長は、議会アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 議会アドバイザーから辞任の申出があったとき。
- (2) その他議長が必要と認めたとき。

(報酬)

第6条 議会アドバイザーは無報酬とする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、議会アドバイザーに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

附 則（令和7年10月1日議会規程第4号）

この規程は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。